

2. 国有林野事業の具体的取組

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

(ア) 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

(重視すべき機能に応じた森林の区分と整備・保全)

国有林野事業では、管理経営基本計画に基づき公益重視の管理経営を一層推進するとの方針の下、国有林野を、重視すべき機能に応じて「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」及び「水源涵養^{かん}タイプ」の5つに区分している(資料IV-3)。木材等生産機能については、これらの区分に応じた適切な施業の結果として、計画的に発揮するものと位置付けている。

また、間伐の適切な実施や主伐後の確実な更新を図るほか、複層林への誘導や針広混交林化を進めるなど、多様な森林を育成するとともに、林地保全や生物多様性保全に配慮した施業に取り組んでいる。

資料IV-3 機能類型区分ごとの管理経営の考え方

機能類型区分	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ 153万ha	根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持
自然維持タイプ 172万ha	良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持
森林空間利用タイプ 43万ha	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成
快適環境形成タイプ 0.2万ha	汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持
水源涵養 ^{かん} タイプ 390万ha	人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮

注：面積は、令和5(2023)年4月1日現在の値である。
資料：農林水産省「国有林野の管理経営に関する基本計画」(令和5(2023)年12月策定)

(治山事業の推進)

国有林野には、公益的機能を発揮する上で重要な森林が多く存在し、令和4(2022)年度末現在で面積の約9割に当たる約686万haが水源かん養保安林や土砂流出防備保安林等の保安林に指定されている。また、集中豪雨や台風等により被災した山地の復旧整備、機能の低下した森林の整備等を推進する「国有林治山事業」を行っている。

さらに、民有林野においても、事業規模の大きさや高度な技術の必要性を考慮し、国土保全上特に重要と判断されるものについては、都道府県からの要請を受けて、「民有林直轄治山事業」を行っており、令和5(2023)年度は16県21地区の民有林野でこれらの事業を行っている。

「令和2年7月豪雨」により甚大な被害が発生した熊本県芦北^{あしきた}地区の民有林野で行っていた「特定民有林直轄治山施設災害復旧等事業」は、令和5(2023)年9月に全ての工事を完了した(事例IV-1)。

このほか、大規模な山地災害が発生した際には、専門的な知識・技術を有する職員の被災地派遣やヘリコプターによる被害調査等を実施し、地域への協力・支援に取り組んでいる。

(路網整備の推進)

国有林野事業では、機能類型に応じた適切な森林の整備・保全や林産物の供給等を効率

的に行うため、自然条件や作業システム等に応じて林道及び森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を進めている。このうち、基幹的な役割を果たす林道については、令和4(2022)年度末における路線数は1万3,467路線、総延長は4万6,192kmとなっている。

(イ)地球温暖化対策の推進

国有林野事業では、森林吸収源対策への貢献も踏まえ、令和4(2022)年度には約9.3万haの間伐を実施した。

また、将来にわたる二酸化炭素の吸収量の確保及び強化を図る必要があることから、主伐後の確実な再生林にも取り組み、令和4(2022)年度の人工造林面積は約0.9万haとなっている。

事例Ⅳ－1 「令和2年7月豪雨」による熊本県^{あしきた}芦北地区における山地災害の復旧が完了

令和2(2020)年7月3日から31日にかけて停滞した梅雨前線の影響により、西日本から東日本の広い範囲で記録的な大雨に見舞われた(令和2年7月豪雨)。特に、熊本県^{くまがわ}球磨川流域では同年7月3日から4日にかけて記録的な大雨となり、多数の山腹崩壊や河川の氾濫等の甚大な被害が発生した。

被災した球磨川流域のうち特に山腹崩壊等が集中した芦北地区の民有林において、熊本県からの要請により、九州森林管理局が県に代わって^{あしきたまち}芦北町33か所、^{つなぎまち}津奈木町2か所及び^{みなまた}水俣市1か所の計36か所の被災した治山施設や林地の復旧に関する事業(芦北地区特定民有林直轄治山施設災害復旧等事業)を令和2(2020)年9月から実施し、令和5(2023)年9月に全ての工事を完了した(総事業費約31億円)。

九州森林管理局は、令和5(2023)年12月に本事業の完了を熊本県知事へ報告するとともに、令和6(2024)年1月に本事業における調査設計・工事の受注者(11社)へ感謝状を贈呈した。



熊本県知事への完了報告及び知事からの感謝状の贈呈(©2010kumamoto pref. kumamon)

芦北地区特定民有林直轄治山施設災害復旧等事業による復旧状況(鶴地区(津奈木町))

被災直後



施工完了



溪流の勾配を安定させ、土砂流出を抑制する治山ダムの設置



林生態系の修復に取り組んでいる(事例Ⅳ－2)。

(希少な野生生物の保護等)

国有林野事業では、希少な野生生物の保護を図るため、野生生物の生育・生息状況の把握、生育・生息環境の維持・改善等に取り組んでいる。

また、自然環境の保全・再生を図るため、地域、ボランティア、NPO等と連携し、生物

資料Ⅳ－5 我が国の世界自然遺産の陸域に占める国有林野の割合



しれとこ
知床
(北海道)



しらかみさんち
白神山地
(青森県・秋田県)



おがさわらしよとう
小笠原諸島
(東京都)



やくしま
屋久島
(鹿児島県)



あまみ おおしま とくのしま
奄美大島、徳之島、
おきなわしまほくぶ
沖縄島北部及び
いりおくてじま
西表島
(鹿児島県・沖縄県)

資料：林野庁経営企画課作成。

事例Ⅳ－2 小笠原諸島における市民参加による外来種駆除の取組

小笠原総合事務所国有林課は、小笠原諸島・父島の国有林において地域と連携した外来種対策の取組を進めるため、特定非営利活動法人小笠原野生生物研究会及び小笠原グリーン株式会社の二者との間で「モデルプロジェクトの森^{すき}における協働事業に伴う活動に関する協定」を締結している。

二者は住民参加型の資源循環プロジェクトであるTeam Wood Recycle(TWR)を立ち上げ、父島中西部の洲崎^{すき}地区において、小笠原諸島森林生態系保全センターの協力の下、本協定に基づき外来種の駆除や在来種であるモモタマナ等の植栽・保育作業といった活動を、地域住民や島外の大学生等と共に実施している。これにより、以前は外来種が繁茂していた森林にモモタマナが定着するとともに、林内が明るくなったことにより別の在来種であるウラジロエノキの自然発生も確認され、着実に小笠原本来の姿へ再生が進んでいる。

こうした活動を通じて島内の小学生に森林環境教育の場を提供するとともに、島外の大学生等がボランティア活動のために長期間滞在することで関係人口の創出にも貢献している。なお、駆除木は炭焼きやチップ化等により有効活用されており、循環型社会への取組としても注目されている。

注：地域住民や民間団体等と合意形成を図りながら、協働・連携して地域や森林の特性を活かした森林整備・保全活動を実施する森林。



チェーンブロックによる外来種の抜根



駆除木の炭焼き

多様性についての現地調査、荒廃した植生回復等の森林生態系の保全等の取組を実施している。

さらに、国有林野内の優れた自然環境や希少な野生生物の保護等を行うため、環境省や都道府県の環境行政関係者との連絡調整や意見交換を行いながら、自然再生事業実施計画¹や生態系維持回復事業計画²等を策定し、連携した取組を進めている。

(鳥獣被害対策等)

シカ等の野生鳥獣による森林被害は依然として深刻であり、希少な高山植物など、他の生物や生態系への脅威ともなっている。このため、国有林野事業では、防護柵の設置のほ

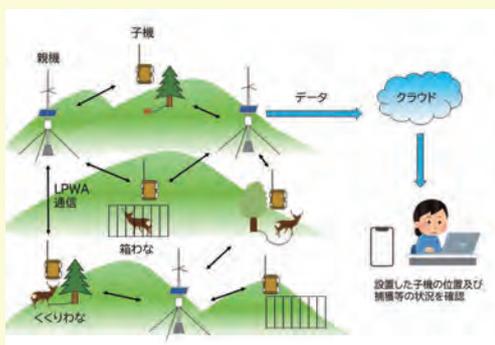
事例Ⅳ－3 LPWAを活用した民国連携によるシカ捕獲の取組

国有林野事業では、わなによるシカ捕獲の効率化に向けてLPWA^注を利用した捕獲に取り組んでいる。LPWAを利用することで、捕獲等の状況をPCや携帯電話でリアルタイムに確認することができるとともに、わなが作動した際に通報されることから、山間部に設置したわなの見回り作業の負担軽減につながる事が期待される。

大分西部森林管理署では、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度にLPWA通信網の構築及び試験的運用を実施し、その結果、効率的な見回り及び捕獲が可能であることが実証された。令和5(2023)年度には、別府市から国有林で活用しているLPWA通信網を共同利用したいとの要望があったことから、大分西部森林管理署、大分森林管理署、別府市等では電波エリアを共有する形で親機の設置を進め、これにより広範囲でシカを効率的に捕獲できる体制が整備された。

また、高知中部森林管理署では、^{かみ}香美市及び香美猟友会と「香美市シカ被害対策及びジビエ活用推進連携協定」を締結し、協力した取組を進めている。その中で、LPWAの活用等により捕獲から処理までにかかる時間が短縮されたことでジビエ利用が円滑に進んだといった効果も表れている。

注：「Low Power Wide Area」の略。小電力で長距離通信できる無線通信技術。親機から子機を操作することや、子機からの微弱な電波を親機で増幅しクラウドにデータを蓄積することが可能。



LPWA通信網



わなにかかったシカ

¹ 自然再生推進法に基づき、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、地域の多様な主体が参加して、森林その他の自然環境を保全、再生若しくは創出し、又はその状態を維持管理することを目的とした自然再生事業の実施に関する計画。

² 自然公園法に基づき、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図るために、国又は都道府県が策定する計画。

か、GPSや自動撮影カメラ等によるシカの生息・分布調査や被害調査、職員による捕獲、効果的な捕獲技術の実用化等の対策に取り組んでいる。また、林野庁職員が考案した「小林式誘引捕獲法」については、各森林管理局で開催する現地検討会等を通じて普及展開を図っている。さらに、地域の関係者等と協定を締結し、国有林野内で捕獲を行う地域の猟友会等になを貸し出して捕獲を行うなど、地域全体で取り組む対策を推進している(事例IV-3)。このほか、松くい虫等の病害虫の防除にも努めている。

(エ)民有林との一体的な整備・保全

(公益的機能維持増進協定の推進)

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、森林所有者等による間伐等の施業が十分に行われず、国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合や、民有林野における外来樹種の繁茂が国有林野で実施する駆除に支障となる場合もみられる。このような民有林野の整備・保全については、森林管理局長が森林所有者等と「公益的機能維持増進協定」を締結して、国有林野事業により一体的に整備及び保全を行っており、令和5(2023)年3月までに累計20か所(約595ha)の協定が締結された。

(2)森林・林業の再生への貢献

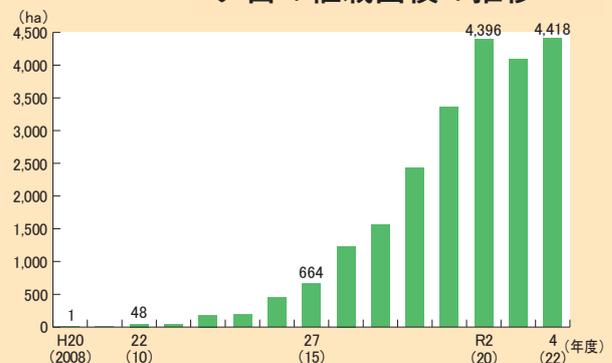
(低コスト化等の実践と技術の開発・普及)

現在、林業経営の効率化に向け、生産性向上、造林の省力化や低コスト化等に加え、新技術の活用により、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けた取組を行っている³。国有林野事業では、これまでの取組により、低密度植栽を広く実践しているほか、下刈り回数・方法の見直し、ドローンによる撮影や航空レーザ計測で得られたデータの利用など、デジタル技術を活用した効率的な森林管理・木材生産、効率的なシカ防護対策、早生樹の導入等の技術の試行を進め、現地検討会の開催等により民有林における普及と定着に努めている。

また、より実践的な取組として、コンテナ苗の活用により、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等を進めるとともに、伐採から造林までを一体的に行う「伐採と造林の一貫作業システム⁴」の導入・普及に取り組んでいる。この結果、国有林野事業では、令和4(2022)年度には4,418haでコンテナ苗を植栽し(資料IV-6)、996haで伐採と造林の一貫作業を実施した。

さらに、森林管理局等と苗木生産者が、複数年にわたる安定的な苗木の使用と生産・供給に関する協定を締結し、優良種苗の生産拡大の後押しとなる取組を進めている(事例IV-4)。

資料IV-6 国有林野におけるコンテナ苗の植栽面積の推移



³ 「新しい林業」については、第II章第1節(4)100-101ページを参照。

⁴ 伐採と造林の一貫作業システムについては、第II章第1節(4)102-103ページを参照。

事例Ⅳ－4 スギ特定苗木の普及促進に向けた需給協定の締結

関東森林管理局では、管内における特定苗木の安定的な需要を創出することにより苗木生産者が安心して特定苗木の生産拡大に取り組むことができるよう、公募により選定した苗木生産者との間で、令和5(2023)年11月、スギ特定苗木の普及促進に向けた需給協定を締結した。この協定は、令和6(2024)年から令和7(2025)年の2年間の協定期間とし、管内3地区(栃木ブロック、群馬ブロック、千葉・神奈川ブロック)の各森林管理署等が発注する造林請負事業で使用するスギ特定苗木について、植栽時期、植栽予定本数(計9万本)を需給計画として定め、相互にその使用と生産に努めることとしている。

また、植栽後は、苗木生産者と連携して特定苗木の成長量を調査し、調査結果の周知等により民有林への特定苗木の普及を促進していくこととしている。

今後、地域の生産体制の動向に応じて、更なる協定の活用も視野に入れ、国有林における特定苗木の使用を増やしていくこととしている。



出荷に向けて育苗中の特定苗木



出荷段階の特定苗木

(民有林と連携した施業)

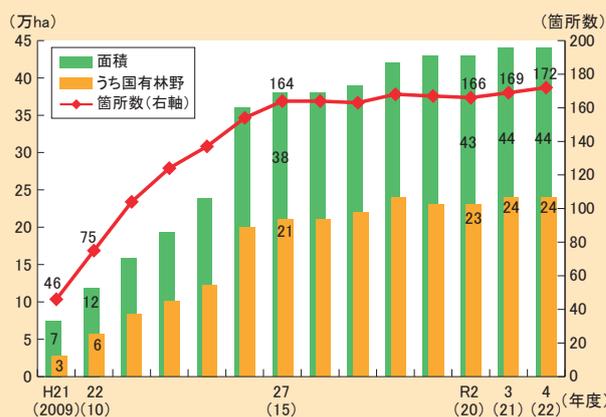
国有林野事業では、民有林と連携することで事業の効率化や低コスト化等を図ることのできる地域においては、「森林共同施業団地」を設定し、民有林野と国有林野を接続する路網の整備や相互利用、連携した施業の実施、民有林材と国有林材の協調出荷等に取り組んでいる。

令和5(2023)年3月末現在、「森林共同施業団地」の設定箇所数は172か所、設定面積は約44万ha(うち国有林野は約24万ha)となっている(資料Ⅳ－7)。

(森林・林業技術者等の育成)

近年、市町村の林務担当職員の不足等の課題がある中、国有林野事業では、専門的かつ高度な知識や技術と現場経験を有する「森林総合監理士(フォレスター)⁵」等を系統的に育

資料Ⅳ－7 森林共同施業団地の設定状況



注：各年度末の数値であり、事業が終了したものは含まない。令和3(2021)年度に2か所の森林共同施業団地を3か所に統合・分割し、令和4(2022)年度に新たに2か所で森林共同施業団地を設定(0.4万haうち国有林野0.2万ha)して事業を開始。

資料：農林水産省「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

⁵ 森林総合監理士については、第I章第1節(3)44ページを参照。

成し、森林管理署と都道府県の森林総合監理士等との連携による「技術的援助等チーム」を設置するなど地域の実情に応じた体制を整備し、市町村行政に対し市町村森林整備計画の策定とその達成に向けた支援等を行っている⁶。

(森林経営管理制度への貢献)

国有林野事業では、森林経営管理制度⁷により市町村が集積・集約した森林の経営管理を担う林業経営者に対し、国有林野事業の受注機会の拡大に配慮するほか、市町村林務行政に対する技術的支援や公的管理の手法の普及、地域の方々の森林・林業に対する理解の促進等に取り組んでいる。また、国有林野事業で把握している民間事業者の情報を市町村に提供している。これらの取組を通じて地域の林業経営者の育成を支援している。

(相続土地国庫帰属制度への対応)

所有者不明土地の発生を抑制を図ることを目的に「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和3(2021)年に成立し、相続等によってやむを得ず土地所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地を国庫に帰属させることができる相続土地国庫帰属制度が創設された。令和5(2023)年4月の同法の施行により制度の運用が開始され、各森林管理局では、承認申請に係る審査のうち実地調査等について、法務局からの要請に応じて協力している。また、国庫に帰属した土地のうち森林については、森林管理署等が、巡視による倒木・不法投棄等の異常の有無の確認や土地の境界保全に努める。令和6(2024)年3月末時点での帰属件数は6件(約5,000㎡)となっている。

(樹木採取権制度の推進)

「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」が令和2(2020)年4月に施行され、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るために、国有林野の一定区域を樹木採取区として指定し、当該区域で一定期間、安定的に樹木を採取できる権利を民間事業者に設定する樹木採取権制度が創設された。樹木の採取(伐採)に当たっては、国有林野の伐採ルールに則り国が樹木採取区ごとに定める基準や国有林野の地域管理経営計画に適合しなければならないこととし、公益的機能の確保に支障を来さない仕組みとしている。樹木採取権の設定を受けた民間事業者にとっては長期的な事業の見通しが立つことで、計画的な雇用や林業機械の導入等が促進され、経営基盤の強化等につながることを期待される。

令和4(2022)年度までに全国8か所で、基

資料Ⅳ-8 樹木採取権の設定及び検討状況



注：令和5(2023)年度末時点。
資料：林野庁業務課作成。

⁶ 市町村森林整備計画については、第I章第1節(2)43ページを参照。

⁷ 森林経営管理制度については、第I章第2節(4)50-51ページを参照。

本となる規模(区域面積200～300ha程度(皆伐相当)、権利存続期間10年程度)の樹木採取権を設定し、令和5(2023)年度には設定した全ての樹木採取区で伐採等が行われた(資料IV-8)。

新たな樹木採取権の設定に向けては、「今後の樹木採取権設定に関する方針」(令和4(2022)年12月策定)に基づき、地域における具体的な木材需要増加の確実性を確認する新規需要創出動向調査(マーケットサウンディング)を実施した。その結果、具体的なニーズが確認できた3森林計画区において、基本となる規模の樹木採取区を指定するための検討を行っている。また、より大規模・長期間の樹木採取区に係るマーケットサウンディングについては、木材需要者からの提案を常時受け付けている。

(林産物の安定供給)

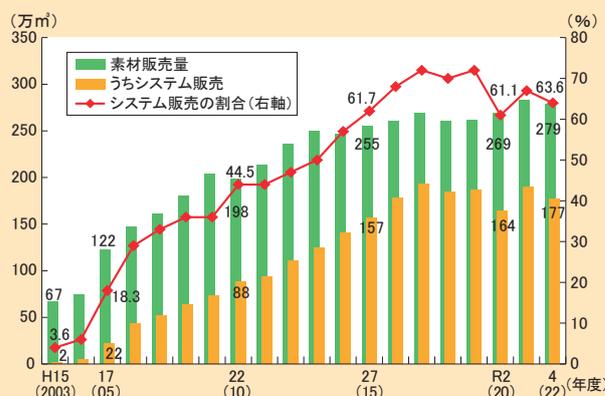
国有林野事業から供給される木材は、国産材供給量の1割強を占めており、令和4(2022)年度の木材供給量は、立木によるものが174万 m^3 (丸太換算)、素材⁸によるものが279万 m^3 となっている。

国有林野事業からの木材の供給に当たっては、地域における木材の安定供給体制の構築等に資するため、製材・合板工場等の需要者と協定を締結し、山元から木材を直送する国有林材の安定供給システムによる販売を進めており、令和4(2022)年度には素材の販売量全体の63.6%に当たる177万 m^3 となった(資料IV-9)。

このほか、ヒバや木曽ヒノキなど民有林からの供給が期待しにくい樹種や広葉樹の材について、地域の経済・文化への貢献の観点から、資源の保続及び良好な森林生態系の維持に配慮しつつ供給している。

さらに、国有林野事業については、全国的なネットワークを持ち、国産材供給量の1割強を供給し得るという特性を活かし、地域の木材需要が急激に変動した場合に、地域の需要に応える供給調整機能を発揮することが重要となっている。このため、平成25(2013)年度から、林野庁及び全国の森林管理局において、学識経験者のほか川上、川中及び川下関係者等からなる「国有林材供給調整検討委員会」を開催することにより、地域の木材需要に応じた国有林材の供給に取り組んでいる。

資料IV-9 国有林野からの素材販売量の推移



注1：各年度末の値。

注2：「システム販売」は「国有林材の安定供給システムによる販売」のこと。

資料：平成25(2013)年度までは、林野庁業務課調べ。平成26(2014)年度以降は、農林水産省「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」。

⁸ 製材・合板等の原材料に供される丸太等(原木)。

(3) 「国民の森林」^{もり}としての管理経営等

(ア) 「国民の森林」^{もり}としての管理経営

(国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報発信)

国有林野事業では、国有林野を「国民の森林」^{もり}として位置付け、国民に対する情報の公開、フィールドの提供、森林・林業に関する普及啓発等により、国民に開かれた管理経営に努めている。

さらに、国民の意見を聴取するため、一般公募により「国有林モニター」を選定し、「国有林モニター会議」や現地見学会、アンケート調査等を行っている。国有林モニターには、令和5(2023)年4月現在330名が登録している。

このほか、ホームページの内容の充実に努めるとともに、森林管理局の新たな取組や年間の業務予定等を公表するなど、国民への情報発信に積極的に取り組んでいる。

(森林環境教育の推進)

国有林野事業では、森林環境教育の場としての国有林野の利用を進めるため、森林環境教育のプログラムの整備、フィールドの提供等に取り組んでいる。

この一環として、学校等と森林管理署等が協定を結び、国有林野の豊かな森林環境を子供たちに提供する「遊々の森」^{ゆうゆう}を設定している。令和4(2022)年度末現在146か所で協定が締結され、森林教室や自然観察、体験林業等の様々な活動が行われている。

(NPO、地域、企業等との連携)

国有林野事業では、NPO、地域、企業等と連携して国民参加の森林づくりを進めている。

森林づくりを行うことを希望するNPO等に森林づくりのフィールドを提供する「ふれあいの森」や、地域住民や民間団体等と合意形成を図りながら、協働・連携して地域や森林の特色を活かした森林整備・保全活動を実施する「モデルプロジェクトの森」を設定しており、令和4(2022)年度末現在、それぞれ122か所、14か所となっている(事例IV-5)。

また、企業の社会的責任(CSR)活動等を目的とした森林づくり活動へのフィールドを提供する「社会貢献の森」、森林保全を目的とした森林パトロールや美化活動等のフィールドを提供する「多様な活動の森」を設定しており、令和4(2022)年度末現在、それぞれ155か所、84か所となっている。さらに、分収林制度を活用し、企業等が契約者となって社会貢献、社員教育及び顧客とのふれあいの場として森林づくりを行う「法人の森林」^{もり}も設定しており、令和4(2022)年度末現在463か所となっている。

このほか、歴史的に重要な木造建造物や各地の祭礼行事、伝統工芸等の次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、「木の文化を支える森」を設定しており、令和4(2022)年度末現在24か所となっている。

(イ) 地域振興への寄与

(国有林野の貸付け・売払い)

国有林野事業では、農林業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に貢献するため、地方公共団体や地元住民等に対して、国有林野の貸付けを行っている。令和4(2022)年度末現在の貸付面積は約7.2万haで、道路、電気・通信、ダム等の公用、公共用又は公益事業用の施設用地が49.5%、農地や採草放牧地が13.9%を占めている。

このうち、公益事業用の施設用地については、FIT制度⁹に基づき経済産業省から発電事業の認定を受けた事業者も貸付対象としており、令和4(2022)年度末現在で約310haの貸付けを行っている。

このほか、令和4(2022)年度には、ダム用地や道路用地等として、計74haの国有林野の売払い等を行った。

(公衆の保健のための活用)

国有林野事業では、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、野外スポーツ等に適した国有林野について、令和5(2023)年4月現在576か所(約24万ha)を「自然休養林」や「自然観察教育林」等の「レクリエーションの森」に設定している(資料IV-10)。令和4(2022)年度には、「レクリエーションの森」において、延べ約1億人の利用があった。

「レクリエーションの森」では、地元の地方公共団体を核とする「「レクリエーションの森」管理運営協議会」を始めとした地域の関係者と森林管理署等が連携しながら、利用者のニーズに対応した管理運営を行っている。一部の地域では、利用者からの協力金による収入のほか、「サポーター制度」に基づく企業等からの資金も活用している。令和4(2022)年度末現在11か所の「レクリエーションの森」において、延べ18の企業等がサポーターとなっている。

(観光資源としての活用の推進)

「レクリエーションの森」のうち、特に観光資源としての潜在的魅力がある93か所を「日本美しい森 にっぽんうつく お薦め国有林」とし



にっぽんうつく
日本美しい森
お薦め国有林

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/index.html

事例IV-5 「ふれあいの森」における植樹活動

青森県生活協同組合連合会は、平成2(1990)年に開始した牛乳パックリサイクル活動の収益金を基に、社会貢献活動の一環として平成13(2001)年に青森森林管理署と協定を締結し、青森市内の内真部山^{うちまんべやま}国有林に設定した「生協ふれあいの森」で植樹活動を行っている。

「生協ふれあいの森」は青森ヒバの美林を擁する眺望山の山麓にあり、植樹祭では、県内の生協組合員親子などが多数参加し、これまでに約3,900本のヒバを植えてきた。植樹祭後には、署職員の案内による森林内の散策やコースターなどの小物づくりを実施している。同連合会は「生協ふれあいの森」における様々な体験活動を通じて、森林と人々の生活との関係に対する理解が深まることを期待している。



植樹祭の参加者



ヒバ苗木の植樹

⁹ FIT制度については、第三章第2節(3)142ページを参照。

て選定しており¹⁰(資料IV-11)、外国人観光客も含めた利用者の増加を図るため、標識類等の多言語化、歩道等の施設修繕などの重点的な環境整備及びホームページ等による情報発信の強化に取り組んでいる。令和6(2024)年3月に新たに1か所の「日本美しい森 お薦め国有林」の魅力伝える動画を農林水産省公式YouTubeチャンネル及びホームページ等で公開したほか、SNS等に広告を掲載するなど、国内外の幅広い層への情報発信に取り組んだ。さらに、環境省との連携を強化し、優れた自然の保護と利用の両立を図りながら、「レクリエーションの森」と国立公園が重複している箇所における更なる利便性の向上に取り組んでいる。

資料IV-10 「レクリエーションの森」の設定状況

レクリエーションの森の種類	箇所数	面積(千ha)	利用者数(百万人)	代表的なレクリエーションの森(都道府県)
自然休養林	79	94	19	高尾山(東京)、赤沢(長野)、剣山(徳島)、屋久島(鹿児島)
自然観察教育林	87	22	11	白神山地・暗門の滝(青森)、金華山(岐阜)、赤西(兵庫)
風景林	145	62	43	えりも(北海道)、芦ノ湖(神奈川)、嵐山(京都)
森林スポーツ林	26	3	3	筑波山(茨城)、滝越(長野)、扇ノ仙(鳥取)
野外スポーツ地域	164	49	16	天狗山(北海道)、裏磐梯デコ平(福島)、向坂山(宮崎)
風致探勝林	75	13	7	温身平(山形)、駒ヶ岳(長野)、虹ノ松原(佐賀)
合計	576	243	99	

注1：箇所数及び面積は、令和5(2023)年4月1日現在の数値であり、利用者数は令和4(2022)年度の参考値である。

注2：計の不一致は四捨五入による。

資料：農林水産省「令和4年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

¹⁰ 「日本美しい森 お薦め国有林」の選定については、「平成29年度森林及び林業の動向」トピックス4(8-9ページ)を参照。

資料Ⅳ-11

「日本美しい森 お薦め国有林」の例



ポロト自然休養林(北海道)



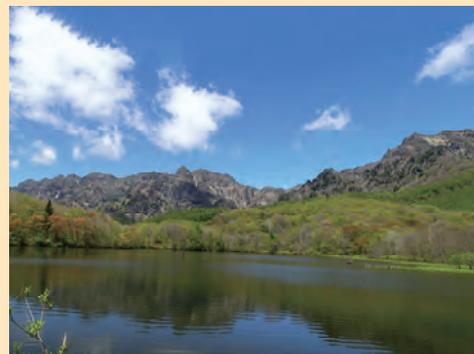
白神山地・暗門の滝自然観察教育林(青森県)



野反自然休養林(野反湖とノゾリキスゲ)
(群馬県)



安宅林風景林(松林の小径)
(石川県)



戸隠・大峰自然休養林(長野県)



剣山自然休養林(徳島県)



くまもと自然休養林(熊本県)